

12月18日（日）は 佐賀県知事選挙の 投票日です。

投票所の場所：裏面の投票所一覧表でご確認ください。
投票時間：午前7時から午後8時まで

皆さんの意志を反映させる大切な機会です。
忘れないように投票しましょう。



【期日前投票】

投票日に仕事や外出などの予定があり投票所で投票できない場合や新型コロナウイルス感染予防対策を理由にする場合は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票のみ、いずれの投票所でも投票は可能です。

期日前投票所 開設時間

※新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

【不在者投票】

選挙期間中、小城市に不在の場合は不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会又は入院（入所）先へお問い合わせください。（施設での投票には、その施設が不在者投票ができる施設に指定されている必要があります。）

選挙期間中に 18 歳の誕生日を迎える方へ

投票する日に満18歳になっていない等の理由で選挙権を得られていない方は、不在者投票をすることになります。不在者投票所は、小城市選挙管理委員会室（市役所西館2階）となります。

【開 票】

開票は、12月18日（日）午後9時から、小城市役所西館2階 大会議室で行います。

◎選挙公報で確認しましょう。

投票するうえで参考になるのが選挙公報です。

選挙公報には候補者の経歴、政見及び公約などが掲載されています。

選挙公報は各世帯に配布するほか、市役所および市民課各出張所に設置しています。

投票所入場券は世帯ごとに郵送します

投票所入場券は1通に6人分の入場券が表示されていますので、両面を開き、入場券をミシン目に沿って切り離して各自氏名を確認の上、投票所へお持ちください。選挙人が7人以上の世帯へは、複数の入場券が郵送されます。入場券を紛失した場合は、投票所で再発行しますので、投票所係員に申し出てください。

投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書をご活用ください

投票所入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」となっています。ご自分の氏名が印刷された入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に、ご自宅などであらかじめ必要事項を記入して持参いただくことにより、期日前投票所での手続きが簡略化され、スムーズに投票ができるようになります。

※なお、選挙当日に投票される場合は、宣誓書への記入は不要です。

この宣誓書に記入する必要事項

- ①期日前投票を行う日（宣誓日）
- ②氏名（自署）
- ③生年月日
- ④期日前投票事由（該当する事由に○を付ける。）

入場券表面

1 頁	氏名	おぎ たろう
1 行		小 城 太 郎
(投票区)	(第○投票区)	
投票所		○○○○○○○○
投票日時	令和4年12月18日	午前7時から 午後8時まで
受付番号	名簿対照	用紙交付

入場券裏面

期日前投票宣誓書		令和 年 月 日
私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを宣誓します。		
氏 名		大正・昭和・平成 年 月 日生
現住所	※このハガキの住所と同じ場合は記入不要	
事 由 [番号に○]	1 仕事・学業・冠婚葬祭	4 交通至難の島等に滞在
	2 投票区外に外出・旅行など	5 住所移転で小城市外に在住
	3 歩行困難・出産・病気など	6 悪天候等により到達が困難

記 載 例

※当日投票される方は記入不要です。

期日前投票宣誓書		令和 4 年 12 月 ○ 日
私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを宣誓します。		
氏 名	小城 太郎	大正・昭和・平成 16 年 4 月 1 日生
現住所	※このハガキの住所と同じ場合は記入不要	
事 由 [番号に○]	1 仕事・学業・冠婚葬祭	4 交通至難の島等に滞在
	2 投票区外に外出・旅行など	5 住所移転で小城市外に在住
	3 歩行困難・出産・病気など	6 悪天候等により到達が困難

・期日前投票をする日
・氏名(自署)
・生年月日
を記入してください。

投票日当日投票できないと見込まれる理由に○をつけてください。

新型コロナウイルス感染予防対策を理由に期日前投票を行う場合は、宣誓書の当日投票できない事由欄は「6悪天候等により到達が困難」を選択してください。

（切り取りミシン線）

料金後納
郵便

〒○○○-○○○

区内特別
選挙

佐賀県小城市○○町○○番地○○
(行政区名)

小 城 太 郎 様

世帯全員分

投票所入場券在中
○○○○○選挙

この封筒には、同一世帯分の投票所入場券が入っておりますので、開封し、切りはなして各自投票所へお持ちください。
(選挙人が7人以上の世帯は2通以上送付します。)

〒845-8511 佐賀県小城市三日町長神田2312番地2
小城市選挙管理委員会
TEL0952-37-6114 FAX0952-37-6163

（切り取りミシン線）

上・下・右のミシン目を一度折り曲げてから開封してください。

選挙Q&A

選挙期間に出張等で他市町にいるとき、投票することはできますか？

仕事や旅行などで滞在している市町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。小城市選挙管理委員会に投票用紙の請求を行ってください。請求の方法は、「宣誓書（不在者投票請求書）」をご記入の上、郵送してください。その後、投票用紙等を滞在地の住所地に郵送しますので、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票することになります。

※郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の請求はお早めをお願いします。

投票所が込み合う時間帯は？

期日前投票所

選挙期日が近づくと混雑します。特に、最終日は非常に混雑します。そのため、期日前投票をされる場合は、なるべく早い時期にお越しいただくことをお勧めします。

当日投票所

朝（7時～10時ごろ）または夕方（16時ごろ）が比較的空いています。

混雑する時間帯を避けて、時間に余裕をもってお越しいただくことをお勧めします。

体が不自由な方のための選挙制度は？

次のような方法で投票することができます。

1. 代理投票

けがなどで、自分で投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出ていただければ、投票所の職員が選挙人に代わって投票用紙を代筆する代理投票という制度があります。

2. 点字投票

目が不自由な方は、点字を用いて投票することができます。

点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字器と点字用の投票用紙をお渡しします。

3. 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷者手帳及び介護保険被保険者証をお持ちの方は、その障害等の程度により、必要な手続きをすれば、郵便等による不在者投票をすることができます。

※この制度を利用できるのはあらかじめ選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けた方です。お早めに申請してください。

新型コロナウイルス感染症対策

小城市選挙管理委員会では、投票所内での感染予防やまん延防止のための対策に取り組みますので、投票所に来られる皆さまにおかれましても、マスク着用、来場前後の手洗い等ご理解・ご協力をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症の患者等の方へ

特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方が郵便で投票できる制度です。

投票用紙などを請求する時点で、外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる期間が、選挙期日の告示の翌日（12月2日）から当該選挙の当日（12月18日）までの期間にかかる見込まれる人が郵便などによる不在者投票をすることができます。

※濃厚接触者は対象ではありませんので、投票所等での投票ができます（マスクの着用などの感染防止対策にご協力をお願いいたします）。

小城市投票所一覧

投 票 区	投票所の場所（施設の名称）
第1投票区	桜岡小学校 体育館
第2投票区	小城公民館 岩松支館
第3投票区	小城公民館 晴田支館
第4投票区	小城公民館 三里支館
第5投票区	織島投票所（織島倉庫）
第6投票区	三日月小学校 体育館
第7投票区	小城市生涯学習センター「ドゥイング三日月」
第8投票区	牛津公民館
第9投票区	牛津小学校 体育館
第10投票区	砥川小学校 体育館
第11投票区	芦刈地域交流センター「あしぱる」
第12投票区	住の江公民館

※投票所入場券には、あなたの投票区及び投票所の場所を記載していますのでご確認ください。

投票所位置図

